

無線設備規則の一部を改正する省令案に対する意見及びそれに対する総務省の考え方  
「インマルサットD型の高度化に向けた制度整備」  
(意見募集期間: 令和8年3月27日～令和8年4月30日)

【提出意見件数: 計2件(法人1件、不明1件)】

【意見提出者一覧(五十音順)】

オーブコムジャパン株式会社	不明(1件)
---------------	--------

No.	意見提出者	該当箇所	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	オーブコム ジャパン株 式会社	全体	<p>令和8年3月26日付で公募されております「インマルサットD型の高度化に向けた制度整備」につきまして、内容を拝見いたしました。</p> <p>本件は、日本の今後のイノベーションの促進および持続的な発展に資する大変有意義な取り組みであると認識しております。</p> <p>つきましては、本制度整備を是非とも推進いただきますようお願い申し上げます。</p>	<p>本案への賛同意見として承ります。</p>	無
2	提出者不明	全体	<p>【意見の要旨: 国際標準の即時導入とガラパゴス規制の完全排除】</p> <p>世界基準への迅速な準拠:  衛星通信などの高度な通信インフラにおいて、日本独自の技術基準や認可プロセスを維持することは、コスト増と導入の遅れを招くだけである。海外で既に安定稼働しているグローバルな基準をそのまま取り入れ、できない理由を並べる不必要な検証作業を即刻廃止すべきである。</p> <p>長期利用者の利便性を守るインフラ整備:  高度化を理由にした「後出しジャンケン」的な設備更新負担をユーザーに強いるのではなく、長年その周波数や設備を信頼して使い続けてきた利用者が、低コストかつスムーズに最新技術を楽しむことができるような「利用者本位」の制度設計を強く求める。</p>	<p>提出いただいた意見については、本意見募集の対象外と考えますが、今後の検討にあたっての参考とさせていただきます。</p>	無